	第3章 編	<b>公</b> 合	合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	報告者														
設	1(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	1	安全衛生経費は建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、現在、国土交通省の建設工事における安全衛 生経費の確保に関する実務者検討会において実態把握や施 策検討等がなされている。			近畿地方 整備局														
請	建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るためには、	2	公共工事の発注者においては、こうした動向にも留意しつつ、 引き続き安全衛生経費の適切かつ明確な積算を行う。			近畿地方 整備局														
契	建設工事の請負契約において、安全及び健康の確保に関する経費(以下「安全衛生経				・国の積算基準に準じて適切かつ明確な積算を行う。また、最新の積算基準に準拠した基準改定を実施する。	府発注部局														
12	費」という。)が適切に確保された適正な請負代金の額が定	3	民間工事においても、安全衛生経費を適切に確保することが求められる。		・工期に関する基準について、民間工事に至るまでの周知徹底を行う。	大建協														
る	められ、これが確実に履行されることが重要である。																		工事従事者の安全及び健康のため、適切な安全衛生経費の 確保について周知を図る。	大中建
経費(						・これまでと同様、全会員企業へ協会メールマガジン等による 建設業法関連行政通達を周知する。	電業													
の適切か		4	近畿地方整備局及び大阪府は、立入検査、建設業取引適正化推進月間において大阪府が実施する建設業者向けの建設業法研修会(以下「研修会」という。)を通じ、安全衛生経費の		・建設業法第31条に基づく立入検査、建設業法研修会を通じて、安全衛生経費の積算及び確保について、法令遵守の徹底を図る。	近畿地方 整備局														
かつ 明確			積算及び確保について、法令遵守の徹底を図る。		・府内の建設業者を対象に実施する建設業法研修会において、法令遵守の徹底を図る。(年2回・11月) ・立入検査を実施する。(適宜)	府建振課														

第3章	合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	報告者
な 1(2)建設工事従事者の安全 積 及び健康に配慮した工期の設 算 定 等	5 公共工事においては、通常、発注者において工期が設定されており、工事の特性等を踏まえ、適正に工期を設定するとともに、天災等やむを得ない事由が生じた場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行う。		・直轄土木工事における適正な工期設定指針に基づき、週休2 日を前提とする工期設定し、契約後、受注者の責によらない工 期変更が必要となった場合には、受発注者間協議のうえ、週休 2日を達成するために必要な工期変更を行っていく。	近畿地方
工期の設定については、建設 工事従事者の健康確保や災 害防止等の観点から、時間外 労働の上限規制に抵触するよ			・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を 行い、工事を発注する。また、天災等やむを得ない事由が生じ た場合、受注者と協議を行い、適切に工期延長等を行う。	府発注部局
うな長時間労働を前提とした 不当に短い工期設定とならないよう、「建設工事における適 正な工期設定等のためのガイ	6 一時期に工事を過度に集中させないための施工時期の平準 化等について努めるものとする。		の平準化・早期発注に努めていく。 ・大阪府地域発注者協議会と連携し、府内市町村の発注者とし	近畿地方 整備局 府建振課・ 府発注部局
ドライン」に沿って必要な休日 等の日数を確保し、また、内装			・年度当初から工事に着手出来るよう発注の工夫を行うなど、 施工時期の平準化に努める。	府発注部局
工事や設備工事等の後工程 の適正な工期確保といったこ とも考慮しながら適切になされ る必要がある。	7 民間工事においては、発注者が工事仕様や施工条件等を示し、受注者が施工に要する工期を発注者に示した上で請負契約が締結されることが多い。このため、受注者は、適切な工期設定を行い、その内容を発注者に分かりやすく説明し理解を得るよう努め、発注者においても受注者と十分に協議し、適正な	NO.3	・公共工事の入札契約方式の運用に関するガイドラインの改定に関する要望を行う。 ・工期に関する基準について、民間工事に至るまで周知徹底を 行う。	
	工期での請負契約を締結することが求められる。		民間工事において、受注者として適正な工期を示した上で、ガイドラインに照らして、請負契約を結ぶよう指導を行う。	大中建
	8 工期の設定に当たっては、前述のガイドラインを踏まえ、発注 者と受注者とが協力しながら、建設工事従事者の週休二日(4 週8休含む)の実現や長時間労働の是正について努めるものと		・契約後、受発注者間でクリティカルパスや課題など、工事工程に影響が懸念される情報の共有をルール化している。週休二日達成に向けて取り組む。	近畿地方 整備局
	する。		・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を 行い、工事を発注する。	府発注部局
			・現場労働時間実態調査結果を基に、「長時間労働の是正」を 阻む要因を抽出し、その改善方法を検討する。	
			・現場職員の労働時間や4週8休、4週8閉所及び有給休暇取 得率等のアンケート結果を集計した報告書を基に意見要望を 行う。	大建協
			ガイドラインに沿った休日の確保、工期の設定について会員企 業に指導する。	大中建

	第3章	総合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	報告者
1	5 2 建設工事の請負契約に基 壬 づく責任体制の明確化 本 建設工事の適正な施工を行う	9 近畿地方整備局及び大阪府は、立入検査、研修会等を通じ、 一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人 との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法 令遵守の徹底を図る。		・建設業法第31条に基づく立入検査、建設業法研修会を通じて、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る。	近畿地方 整備局
	<ul><li>ためには、元請負人、下請負</li><li>人それぞれが請負契約の内</li><li>容に基づき、求められる役割</li><li>を適切に果たすことが必要で</li></ul>			・立入検査を実施する。(適宜)	府建振課
	ある。	10   下請契約において、建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、大阪労働局は、研修会・パトロール・現場指導を通じて、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行う。		<ul><li>・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。</li><li>・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。</li><li>・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。</li></ul>	大阪労働局
	書 3(1)建設業者間の連携の促 设 進 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	11 大阪労働局は、建設現場における統括安全衛生管理に係る指導の徹底を図る。		<ul><li>・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。</li><li>・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。</li></ul>	大阪労働局
	見整、下請負人が行う安全衛生 易教育への支援、建設現場内の 設備・機械等の安全確保等、 労働安全衛生法に基づく統括 安全衛生管理を行う必要がある。	支部と連携して、建設業者に対する研修会等で建設現場の安		・各労働基準監督署は、建設業労働災害防止協会と連携し、 同協会が行うご安全に運動研修会において、建設現場の安全 衛生管理体制の重要性について周知する。	大阪労働局
	また、下請負人においては、 作業計画の作成や元請負人 作業計画の作成や元請負人 一の報告、自らが雇用する人 動者の安全対策、下請負人 一句が 一句が 一句が 一句が 一句が 一句が 一句が 一句が 一句が 一句が			・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月)	府建振課

	第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策				取組予定	報告者												
	3(2)一人親方等の安全及び 健康の確保	13	大阪労働局は、大阪府と連携して、一人親方等の災害状況の 周知を行う。	NO.12		大阪労働局 府建振課												
	一人親方等の安全及び健康 の確保を促進するためには、	14	同一の建設現場において、労働者と一人親方等の区別なく安全衛生教育を実施する等により、一人親方等の安全及び健康	NO.13	・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局 府建振課												
	労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが	15	厚生労働省は、一人親方等に対してその業務の特性や作業の 実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。	NO.10	・各労働基準監督署において、監督指導等の実施時に、一人	大阪労働局												
		16	労災保険への加入を希望する一人親方が漏れなく任意加入で きるよう、大阪労働局は、他の関係団体・機関と連携して、一人		・一人親方用及び中小事業者用特別加入制度リーフレットを連絡会議全構成員に説明し、協力を要請する。	大阪労働局												
			親方に対する労災保険の特別加入制度を周知する。		・大中建共済補償制度を紹介し一人親方に対する特別加入制度の加入促進を引き続き行う。	大中建												
	一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではなく、本来の労災保険の対象とはならないが、一人親方が労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入することができ				・第2種特別加入(一人親方等)認可団体として、日常的に相談窓口として制度について周知していく。ただ、上部企業からの現場入場のためだけの加入希望には実態判断が必要で、労働者性の強い希望者が多いことも否定できないため、適切な加入について周知を行う。													
	る。	17	業務の実態等からみて労働者に準じて保護することが適当である者については労働者として扱うことについて、様々な機会を通じて、建設業者に対して周知・啓発する。		・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局												
、 工 法	4 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、工法や資機材等の普及の促進「i-Construction」の施策を建設現場に導入することにより、建設生産システム全体の生産性向上を図り、建設現場での死亡事故の撲滅等、魅力														近畿地方整備局及び大阪府は、ICT建設機械やUAV(ドローン等)を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など 危険を伴う作業等を減少させる「ICTの全面的な活用」や「公共 工事等における新技術活用システム」による新技術の活用を促 進する。		INC WAE 1 00 012 1 4 1 TIGOU ON INDIVIDIDATION	近畿地方 整備局
の普					・一定規模以上の土木工事において、ICT建設機械を用いた土工やUAV(ドローン等)を用いた測量等を行う際、国に準拠した基準(積算基準・仕様書)を定め、活用環境の整備に努める。	府発注部局												
	ある建設現場を目指す必要がある。	19	大阪労働局は、安全な施工の普及を図るための厚生労働省が策定する各種ガイドラインを建設工事関係者連絡会議を通じて		・建設工事関係者連絡会議を通じて公共工事の発注者等に対して周知・啓発する。	大阪労働局												
			公共工事の発注者等に対して周知・啓発する。		・i-Construction推進連絡調整会議に参画する。 ・大阪労働局や労働基準監督署が開催する「建設工事関係者 連絡会議」に出席し、建災防活動について周知する。	大建協 建災防												

	第3章	総合	合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	報告者		
設	5(1)建設業者及び建設工事 従事者の安全及び健康に関 する意識の啓発	20	大阪労働局は、「リスク"ゼロ"大阪推進運動」の一環として、「安全Study活動」を実施し、雇入れ時教育、能力向上教育等の教育機会の周知を図る。		・大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「大阪発・新4S運動推進大会」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明する。	大阪労働局		
び建設	・労働安全衛生法で定められた法定の教育や安全衛生管理の能力向上教育など、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する	21	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、「リスク"ゼロ"大阪推進運動」に協賛し、建設業者や建設工事従事者に対して、安全衛生推進者能力向上教育、統括安全衛生責任者教育等の安全衛生教育を実施する。		・作業主任者技能講習等を実施する。(13種類・56回) ・安全衛生教育や特別教育を実施する。(10種類・39回) ・建築物石綿含有建材調査者講習を実施する。(7回)	建災防		
事従事者	とともに、建設業者や建設工 事従事者が安全及び健康に 関して高い意識を持ち、建設 現場の安全を高めるための自		若手職人等入職1年以内の未熟錬工については、特に労働災害の発生割合が高いことを踏まえて、建設業者が実施する雇入れ時教育を促進する。	NO.20	・大阪労働局及び各労働基準監督署は、集団指導等において、「大阪発・新4S運動推進大会」とその一つの活動である「安全Study活動」について説明し、教育の重要性について説明する。	大阪労働局		
安	主的な取組を促進する必要がある。(20-24)	23	建設業者団体においても、安全衛生教育に関する講習会等を実施し、建設業者の自主的な取組を促進する。		<ul><li>・参加人数制限を外して開催予定(4月)</li><li>・職長教育を開催予定(11月)</li></ul>	電業		
全及					会合等で安全衛生講習会を開催する。	大中建		
び健康			大阪労働局は、全国安全週間や全国労働衛生週間等において、研修会、安全衛生大会等、安全衛生に関する各種事業 を、大阪府、建設業者団体及び建設業労働災害防止協会大		・「大阪発・新4S運動推進大会」等において、大阪府や建設業団体の協力のもと、建設工事の安全及び健康に関する対策等について説明する。(7月予定)	大阪労働局		
に 関 す			阪府支部と連携して実施する。		・全国安全週間等に合わせた安全パトロール等を実施し、請負業者の安全意識の向上に努める。	府発注部局		
9る意識					・全国安全週間実施要領等を配布する。 ・全国安全週間等の啓発ポスターを掲示する。	府建振課		
識の向上							参加人数制限を外し安全大会を開催予定(6月) ・全国安全週間等の実施要領を全会員企業に周知する。 ・全国安全週間等の啓発ポスターを掲示する。	電業
_					・安全衛生大会を実施する。(10月4日に実施予定) ・安全パトロールを実施する。(10月中を予定)	空衛協		
							・「第58回大阪府建設業労働災害防止大会」を開催する。(6月 19日)	建災防
	健康に関する意識の高揚や 安全衛生水準の向上、建設工		大阪労働局においては、安全衛生水準の向上等について顕 著な実績をあげた建設工事従事者や建設業者等を表彰する。		・「大阪発・新4S運動推進大会」において、特に優秀な建設現場等に対し、厚生労働大臣、大阪労働局長が表彰する。(7月予定)	大阪労働局		
	世門上を図る。	26	建設業者団体及び建設業労働災害防止協会大阪府支部においても、独自に各種顕彰制度を実施する。		・独自顕彰制度として、評点70点以上の会員企業施工案件に対し、安全優良事業場表彰を行う。(6月)	電業		
	(25–27)				衣勢する。(10月4日  開催」がた。20世がり30世代表/	空衛協		
					前年度と同様に、毎年開催している大阪府中小建設業振興大会において、優良現場施工管理者表彰を実施する。	大中建		
					・建災防本部表彰を実施する。(10月) ・建災防支部表彰を実施する。(6月) ・分会安全競争表彰を13分会が半年毎に年26回実施する。	建災防		

第3章 約	総合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	報告者
	27 受賞した建設業者及び建設工事従事者の優秀な技能や取組については、大阪府が実施する研修会やホームページで紹介し周知する。		・建設業法研修会において周知する。(年2回・11月) ・府ホームページにて各種顕彰の受賞者を公表する。	府建振課
題としてクローズアップされると ともに、建設現場における熱 中症で亡くなる人も見られるこ とから、建設工事従事者のメン タルヘルス対策や熱中症対策 等、心身の健康を確保するた	大阪労働局は、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルへルス対策や「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」等を研修会・パトロール・現場指導において啓発するとともに、建設工事従事者が活用できる健康相談窓口について、周知及び活用促進を図る。		・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。 ・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。	大阪労働局
めの自主的な取組を促進する必要がある。(28)			・「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に合わせて、請 負業者あてに熱中症対策を実施するよう促す。 ・建設業における熱中症予防指導員研修を2回開催する。	府発注部局 建災防
5(2)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の促進	29 建設業労働災害防止協会大阪府支部は、建設業者が効果的なリスクアセスメントを行い、建設現場の状況に即した有効な安全衛生対策の実施につなげていけるよう、建設業の特性を踏まえて開発した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS)」の一層の普及促進に努める。		・広報誌「建設の安全」や「建災防おおさか」にて全会員に広報する。	建災防
全衛生法に基づく法定の措置 を講ずるだけでなく、建設業 者によるリスクアセスメントと建	30 大阪労働局は、「リスク"ゼロ"大阪推進運動」の一環として、「リスク評価推進活動」及び「安全見える化活動」を実施し、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の収集・分析及び建設業者の創意工夫事例を周知する。	NO.13	・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。 ・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。	大阪労働局
設工事従事者による日々の KY(危険予知)活動の両方が 機能することが重要であり、前 者については、計画・実行・評 価・改善する仕組み(マネジメ ント)の一部として実施されるこ	31 公共工事の発注者は、一定規模以上の工事等特定の建設工事について、完了時における建設業者の安全衛生管理を評価するよう努め、建設現場における自主的な取組を促進する。			近畿地方 整備局
とが求められる。				府発注部局

第3章	総合的	的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	報告者
5(3)墜落・転落災害の防止 対策の充実強化 建設現場では、全国的に今な お墜落・転落災害が最も多く、 特に大阪府においては、死亡	ク 石 賃	大阪労働局は、墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、「リスプザロ"大阪推進運動」の一環として「命綱GO活動」を実施し、 研修会・パトロール・現場指導において、建設現場における労働安全衛生規則の遵守徹底を図る。	NO.10	<ul><li>・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。</li><li>・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。</li><li>・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。</li><li>・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。</li></ul>	大阪労働局
者数全体に占める墜落・転落 災害の割合が、近年、約4~6 割を占めており、全国と比べ て高い割合で推移しているこ	道	建設業労働災害防止協会大阪府支部は、「リスク"ゼロ"大阪推 進運動」に協賛し、安全指導者による安全パトロール等を実施 ける。		・大阪労働局と連携し、支部パトロールを1回実施する。	建災防
とから、建設工事関係者が一体となって墜落・転落災害の 撲滅を目指す必要がある。	<u></u>	大阪労働局は、足場からの墜落・転落災害について、「労働安 全衛生規則に併せて実施することが望ましい『より安全な措置』 等」の一層の普及を促進する。	NO.10	<ul> <li>・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。</li> <li>・大阪労働局及び各労働基準監督署において、建設業労働災害防止協会と連携し、パトロールを実施する。</li> <li>・各労働基準監督署において、新規現場所長研修を開催する。</li> <li>・大阪府が実施する建設業法研修会において周知・啓発する。</li> </ul>	大阪労働局
	13	大阪府は、大阪労働局と連携して、建設業者に対する研修会 こおいて、「リスク"ゼロ"大阪推進運動」等の周知や災害事例 等の紹介を行う。	NO.12	・建設業法研修会において周知・啓発する。(年2回・11月) ・各労働基準監督署において、監督指導等を実施する。	府建振課 大阪労働局
	1 : '	厚生労働省の建設業における墜落・転落防止対策の充実強化 こ関する実務者会合において調査・検討がなされている。		・令和5年3月に一側足場にかかる労働安全衛生規則が改正がされたため周知を図る。	大阪労働局
	1	送注者と受注者においては、こうした動向にも留意しつつ、それぞれの立場において、過去の災害事例等を参考に災害防止対策を行う。			近畿地方 整備局
				・事故事例を整理し、発注者・受注者で共有した上で、災害防止対策に取り組む。 会員企業の安全衛生水準の向上のため、講習会等を開催す	府発注部局
				る。 ・大阪労働局・労働基準監督署後援のもと、「ご安全に運動研修会」を分会ごとに13回開催する。(10~11月)・今年度は、「(仮称)パトロールの指摘事項と防げた災害事例」と題したテキストを作成し、墜落・転落災害をはじめとした災害防止対策を目的とした研修会を開催する。	建災防

	第3章 編	総合	的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	報告者						
遇の改	<b>進</b> 労働者の処遇の改善と、法定		近畿地方整備局は、近畿地方建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会(以下「近畿地方協議会」という。)を通じて、大阪府及び建設業者団体と連携し、社会保険等の加入対策に取り組むとともに、取組状況の情報共有を図る。		・近畿地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会 (以下「近畿地方協議会」という。)の場を活用し、大阪府及び 建設業者団体と連携し、取組状況の情報共有を図ることで、社 会保険等の加入対策を進める。	近畿地方 整備局						
善及び	福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境				・近畿地方協議会に参画し、社会保険加入促進に向け、地域  に根差した形での取組を検討する。	大建協						
地位の	の構築のため、社会保険等の 加入対策を進めることが必要 である。				引続き下請け企業への社会保険等の加入について指導等を 行っていく。	大中建						
向		41	近畿地方整備局及び大阪府は、建設業者に対する立入検査 や研修会を実施し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用 等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設工事従		・建設業法研修会を通じて、法定福利費を内訳明示した見積書 の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者、建設 工事従事者の社会保険等の加入の促進を図る。	近畿地方 整備局						
上を図るた			事者の社会保険等の加入の促進を図る。	NO.4	(年2回・11月)  ・立入検査を実施する。(適宜)	府建振課						
めの		42	公共工事の発注者は、発注工事における加入確認や保険担 当機関への未加入情報の提供を行う。		・平成29年4月から2次下請以下についても社会保険等加入業 者に限定している。	近畿地方 整備局						
施策											<ul><li>・受注者について、社会保険等への加入を入札参加の資格要件とする。</li><li>・下請負人について、建設工事請負契約書に基づき、施工体制台帳と加入確認書類等の提出を求め、未加入が認められた際には、保険担当機関への情報提供を行う。</li></ul>	府発注部局
								未加入業者の入札参加停止措置、工事成績評定の減点等の 対策を行う。		・平成29年10月から指名停止及び工事成績評定の減点を実施 している。	近畿地方 整備局	
					・平成30年10月から、契約書において、社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人とすることを禁止しており、これに違反した場合の受注者に対する入札参加停止措置等の実施を継続して行う。							
		45	大阪労働局は、契約の形態が一人親方との請負契約であって も、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入 の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設 業者及び建設工事従事者に対し周知する。			大阪労働局						

第3章	総合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	報告者
テムの活用推進 建設工事従事者の資格やそ	47 近畿地方整備局は、建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステムの活用を推進する。		・各種説明会などの場において、建設キャリアアップシステムについて、広報活動を行い、システムの活用を推進する。	近畿地方 整備局
の就業実績等を業界統一の ルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞ	48 大阪府及び建設業者団体は、こうした近畿地方整備局の取組 を支援するため、研修会等において建設キャリアアップシステ ムの周知等を行う。	NO.27	・建設業法研修会において周知する。(年2回・11月) ・経営事項審査の結果通知書にチラシを同封し周知を行う。	府建振課
れの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにす	Aの内和寺で117。		総合評価落札方式の一部の入札において、建設キャリアアップ  システムの導入を求める。   ************************************	府発注部局
る。			・加入促進のための取組みを行う。  ・会員企業に対して、建設キャリアアップシステムに係る国土交  通省からの通知等を適宜送付し、活用を周知していく。	大建協 空衛協
				大中建
6(3)働き方改革の推進	49 近畿地方整備局及び大阪労働局は、近畿地方協議会を通じて、大阪府及び建設業者団体の処遇改善の取組を進めるとと		・近畿地方協議会を通じて、大阪府及び建設業者団体と取組 状況の情報共有を図る。	近畿地方 整備局
大阪府内の建設業労働者の	もに、取組状況の情報共有を図る。		・近畿地方整備局と連携し、情報を共有する。	大阪労働局
給与水準は全産業労働者より  も高く推移しているものの、小  規模事業所においては十分			・国土交通省近畿地方整備局をはじめとした、発注機関との意見交換会を開催する。	大建協
な給与水準ではないとの声もある。また、労働時間は全産			特に中小業者の発注元である市町村へ、適正価格での受注のための要望活動を行う。	大中建
業労働者よりも長くなっている ため、長時間労働の是正や経 験・技能に応じた処遇等魅力 ある職場環境づくりを行う必要	適正な工期設定等のためのガイドライン」等の周知を図る。		・建設業者に対する研修会等において、建設キャリアアップシステム及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」等の周知を図る。	近畿地方 整備局
がある。		NO.27	・建設業法研修会において周知する。(年2回・11月)	府建振課
	51 公共工事の受注者においては、建設工事従事者の処遇の改善 善が一層図られるよう、施工方法の工夫等による生産性の向上 等を通じて、長時間労働の是正や賃金水準の向上等の働き方		・土木工事における施工技術並びに生産性の向上・改善、施工 の合理化等の推進を図るための調査研究を行うとともに講習 会を開催する。	大建協
	改革を推進する		生産性の向上のため、小規模工事でもICTの使い方を発注者 と共に研究する。	大中建
			・公共工事設計労務単価を労務費の基準とし、安全管理と社会保険加入のための下請経費が下請へ渡るようにすること、週休二日・祝日有給の下請単価とすること等を発注者及び元請企業へ要請する。働き方改革の組織内学習会を開催する。	

第3章	総台	合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	報告者
	52	発注者においても、週休二日(4週8休含む)の確保や国の公 共工事設計労務単価の活用、i-Construction等のICT活用 を通じて、建設現場における働き方改革の推進支援に努める。		・週休2日を前提とする工期設定を行い、ICT等のツールを活用し、建設現場における働き方改革推進に努める。	近畿地方 整備局
				・原則として、週休二日(4週8休含む)を前提に工期の設定を行い、工事を発注する。 ・労務費等の補正に向けた環境整備に努める。 ・一定規模以上の土木工事、舗装工事及び河川浚渫工事において、ICT活用工事を実施する。またICT工事の積算基準を国に準拠し制定する等、活用環境を整備する。	府発注部局
	53	建設業者団体は、現場労働時間実態調査の実施、「働き方改革に向けた基本方針」を策定し、周知する等により、長時間労働の是正を始めとした一連の働き方改革を推進する。	NO.8	・現場職員の労働時間や4週8休、4週8閉所及び有給休暇取得率等のアンケート結果を集計し、報告書を作成する。 ・大阪労働局と協力して時間外労働の上限規制に対応した適切な工期の設定にかかる周知・啓発キャンペーンの実施	大建協
6(4)建設業における担い手 確保の推進	54	大阪人材確保推進会議を活用するなどし、建設業のイメージ アップ、建設工事従事者の入職促進を図り、建設業の担い手 確保を推進する。		<ul><li>・優秀建設施工者大阪府知事表彰を実施する。(2月)</li><li>・高校生を対象とした現場見学会を開催する。(11月)</li><li>・建設業者団体等が実施する各種行事を後援する。(適宜)</li></ul>	府建振課
建設工事従事者の高齢化が進行している中、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上、イメージアップを図りつつ、建設業を魅力的な職場とし、中長期的な担い手の確保を進めていく必要がある。				<ul> <li>・大阪人材確保推進会議や大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォームなどに参画し、建設業のイメージアップ、建設工事従事者の入職促進を図り、建設業の担い手確保を推進する。</li> <li>・総合評価方式において、女性技術者の現場登用を高く評価する取組を、地域の状況や工事内容などを踏まえ、活用を行う。</li> </ul>	近畿地方整備局
				・建設業法研修会において、女性が活躍している仕事例の紹介や女性定着の好事例、企業に与える好影響などの情報提供を行う。	府建振課
				・引き続き、若手・女性技術者を育成するため、一部の総合評価落札方式の入札において、若手・女性技術者を工事現場に配置した場合に加点対象とする。	府発注部局
				・女性が働き続けられる環境整備や女性に選ばれる建設産業を目指すことを目的とした女性部会「なにわ建女の会」を設置し、活動を展開する。	大建協
				・なでしこ設備会(令和3年7月発足、会員企業の女性社員で構成)における研修会や施設見学会等の活動を通じて、メンバーのスキルアップを図るとともに、女性が働き続けられる職場環境のあり方等についても議論を深めていく。	空衛協

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策	再掲	取組予定	報告者
		<ul> <li>・建設業界研究博を開催する。(開催時期未定)</li> <li>・高校生を対象とした体験セミナーを実施する。(開催時期未定)</li> <li>・高校生対象の現場見学会を実施する。(10月~2月)</li> <li>・若年者の入職促進を踏まえた広報誌の発刊等による活動を行う。</li> </ul>	大建協
		①・新入社員研修「安全衛生特別教育(フルハーネス型)講習」(4月当初) ②・新入社員研修「施工管理基礎コース」(4月当初) ③・【建設専門工事業】女性・若手従業員向け「コミュニケーション」セミナ(4月27日) ④・【建設専門工事業】管理職・人事担当者向けセミナー「職場のハラスメントの防止に向けて」(4月27日) ⑤・中堅社員研修「仕上げ系施工管理コース」(10月予定)の各セミナーを開催する。 (2級1月~10月)) ⑦・高校生対象の合同出前講座(鉄筋、躯体、型枠、左官等)を実施。(10月、11月予定)	建団連
		<ul> <li>・府内工業系高校への出前授業の依頼があれば実施予定</li> <li>・府内工業系高校への中小会員企業紹介訪問を実施予定</li> <li>(5月~6月)</li> <li>・府内工業系高校生現場見学会は依頼があれば開催予定</li> <li>・電気工事士技能競技大会の高校生の部は、昨年を上回る参加校を目指して開催予定(10月)</li> <li>・電気系学科大学生現場見学会は、参加学生の増加が見込めるよう開催時期を検討して開催予定電気系学科大学教授との意見交換会を開催予定</li> <li>・例年どおり電気設備工事業界研究セミナーを1月に開催する。</li> </ul>	電業
			空衛協
		・支部単位の住宅デー開催支援を行なうとともに、本部主催統 一住宅デーの開催についても検討課題としている。	大建労